

学び直しをお考えの  
ひとり親家庭等の方またはそのお子さんを応援します！

## 足立区ひとり親家庭高校卒業程度 認定試験合格支援事業のご案内

高校を卒業されていないひとり親家庭等の方（注）またはそのお子さん（20歳未満）が、より良い条件での就職や、より高度な職業訓練を受けるために、高校卒業程度認定試験合格のための講座を受けるとき、受講開始時及びこれを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高校卒業程度認定試験に合格した場合にも受講費用を支給します。

（注）児童扶養手当を受給している方で、ひとり親でない方も対象となる場合があります。  
詳しくはご相談ください。

### 事業の対象者

児童扶養手当受給者など  
大学入学資格のない方。（高校、高等専門学校、中等教育学校、専修学校高等課程などを卒業していない方）

### 受給要件

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・ 足立区内に住所を有するひとり親家庭の方で、児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方。またはそのお子さん（20歳未満）
- ・ 過去にひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給を受けていない方

### 支給額

本人が支払った受講費用（支給の上限は、通信の場合 **15万円**まで、通学又は通学・通信併用の場合 **30万円**までです）。

講座（通信講座を含む）を受けて、受講開始時に対象となる費用の40%、修了した際に10%を支給。（受講開始時と受講修了時に合算で、通信の場合 **12万5千円**まで、通学又は通学・通信併用の場合 **25万円**までです）。

高校卒業程度認定試験に合格した場合に、残りの費用を支給。（通信の場合、全て合算で **上限15万円**、通学又は通学・通信併用の場合、全て合算で **上限30万円**）

対象となる費用は、入学金・受講料・教科書教材費及びこれらにかかる消費税です。



# 申請の流れ

## 事前相談

**講座指定申請** 希望する講座の申込期限1ヶ月前までに面談（要予約）および申請手続きが必要となります。

- ◆講座指定申請書 ◆戸籍謄本 ◆家族全員の住民票の写し（※）
- ◆児童扶養手当証書写し又は区市町村長の発行する所得証明書（※）
- （※）公簿による確認に同意いただける場合は提出を省略できます。

指定可否の審査（指定可の通知を受けた方⇒受講申込、受講開始）

**給付金の支給申請（受講開始時）**（対象講座の受講開始日から30日以内）

- ◆支給申請書 ◆戸籍謄本（※） ◆家族全員の住民票の写し（※）
- ◆児童扶養手当証書の写し（又は区市町村長の発行する所得証明書）（※）
- ◆対象講座指定結果通知書 ◆請求書 ◆口座振替依頼書 ◆支払った金額のわかる書類（領収書、振込控等）
- （※印の書類については講座指定申請時と変更がない場合は省略できます。）

**給付金の支給申請（受講修了時）**（対象講座の受講修了日から30日以内）

- ◆支給申請書 ◆戸籍謄本（※） ◆家族全員の住民票の写し（※）
- ◆児童扶養手当証書の写し（又は区市町村長の発行する所得証明書）（※）
- ◆修了証 ◆対象講座指定結果通知書 ◆請求書 ◆口座振替依頼書 ◆領収証（原本）
- （※印の書類については講座指定申請時と変更がない場合は省略できます。）

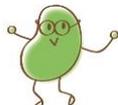
高卒認定試験全科目合格

**給付金の支給申請（高卒認定試験合格後）**（合格証に記載されている日から40日以内）

- ◆支給申請書 ◆戸籍謄本（※） ◆家族全員の住民票の写し（※）
- ◆児童扶養手当証書の写し（又は区市町村長の発行する所得証明書）（※）
- ◆対象講座指定結果通知書 ◆請求書 ◆口座振替依頼書 ◆合格証書の写し
- （※印の書類については講座指定申請時と変更がない場合は省略できます。）

支給可否の審査（支給可となった方⇒給付金の支給）

- ※ 高卒認定試験合格後の給付金は、全科目合格の場合のみ支給されます。
- ※ ご相談は予約制になりますので、下記までご連絡をお願いします。
- ※ 生活保護を受給中の方は、担当のケースワーカーにご相談ください。



お問合せ先： 足立区福祉部親子支援課  
事業係（豆の木相談室）  
電 話： 03-3880-5932  
F A X： 03-3880-5573